

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
2017年度第8回常任委員会 議事録

- 1 日時：2017年11月21日(火) 16:00~18:00
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数9名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：大西 健丞（欠席につき表決権委任：橋本委員）

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室長 関 泉

経済界：永井 秀哉

経済界：鈴木 均

学識経験者：石井 正子（欠席につき表決権委任：堀場委員）

学識経験者：堀場 明子

代表理事：有馬 利男（欠席につき表決権委任：飯田委員）

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 佐藤 靖

外務省：民間援助連携室 地引 英理子

AAR：穂積 武寛

CWS：小美野 剛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部 16:00-

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第7回常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (2) 第二号議案：ミャンマー避難民人道支援プログラム予算の増額についての承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。プログラム期間の延長（2017年10月20日～2018年1月19日までを、2018年4月30日までに変更）及び、137,760,600円の予算増額（内、民間資金16,614,000円、政府資金121,146,000円）。

- (3) 第三号議案：イラク・シリア人道危機対応プログラム モスル支援の増額についての承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。4500万円の予算増額。

上記、第二号議案、第三号議案の結果、現在の人道危機情勢を鑑み、政府資金緊急準備金の残高をゼロとする。緊急準備金以外に、プログラム予算も流用する場合は、外務省内の手続きが必要となるため、別途事務局から外務省に対して事業変更承認申請書を提出する。

(4) 第四号議案：不服申出制度とガイドラインの見直しについての承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。但し、「不服申し出制度」ではなく、「意見申し出制度」と名称を変更すること。

(5) 第五号議案：ミャンマー避難民関連イベント開催についての承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。但し、外務省の省内確認を待って承認とする。

5 報告事項

(1) 財務状況の報告

10月度の財務報告があった。認定NPO法人の更新について、2014年・2015年・2016年の過去3年においての一般寄付金（助成金以外）の事業費率を報告するように指示があった。

(2) 経営委員会（10/26）の報告

経営委員全員の辞任について報告し、今後の運営については、共同代表理事に方策を委ねることも報告した。尚、メモとして口述書を別途資料とした。

(3) ミャンマー避難民人道支援プログラム メール審議承認事業の内容変更についての報告

メール審議承認事業の内容変更について報告した。外務省より、JPFコアチームの要請に応じて在バングラデシュ大及び省内関係課とシェルター支援につき調整していたところ、JPFより内容変更の申出があったとの指摘があり、本常任委員会資料にある「現時点では、シェルター支援に関する日本政府の方針は当面変わらない」という記述は事実に基づき修正することとなった。

(4) プログラムでのコンセプトノート審査方式の導入についての報告

コンセプトノート審査方式の導入について進捗を報告した。CHS（Core Humanitarian Standard）に準拠した、申請からモニタリング・評価、終了までのプロセスの全面改訂の3年計画についても報告した。

(5) 事業計画書と予算設計書の見直しについての報告

ドラフトを報告した。今後ガイドライン委員会で協議し、来年2月から4月の導入を目指すことを報告した。

(6) iPad運用についての報告

今回よりiPadの試験導入の許可を頂いた。メモに関しては各自のノートで問題ないとのこと。まずはペーパーレス化による費用の削減を図る。次回常任委員会事前資料より、OneDriveの共有フォルダを使用することとし、アカウントとパスワードを共有することとした。外務省については、個別に特殊事情に対応することとした。

## 第二部

### 6 審議事項

(1) 第一号議案：南スーダン支援プログラムにかかる事業計画の承認 : 1事業

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① 〈JISP〉ケニアにおける南スーダン難民の子どもへの緊急支援承認。（条件解除）但し、解除の内容を事前に外務省へ共有すること。

(2) 第二号議案：イラク・シリア人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認 : 1事業

- ① 〈SCJ〉レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業（第2期）

条件付承認。

- ・ 予算設計書のなかで計上の根拠が明確になっておらず妥当性に疑問が残る項目がある。したがって外務省・事務局と共に予算の見直しを行うこと。

【コメント】今後継続事業を申請する場合は、より具体的に事業の目指す成果とそれを測る指標を設定していただく必要がある（例：「子どもの保護の問題に関する理解度を深める」から、「子どもの保護の問題に対する行動変容 (behavioural change) を促す」目標へとより踏み込んだ目標設定を行うなど）。

(3) 第三号議案：イエメン人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認 : 2事業

- ① 〈SCJ〉イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業（第2期）  
条件付承認。

助成審査委員会から指摘されたなかで追っての確認や加筆が必要だと認められた項目が残っている。したがって：

- ・ フードバスケットの配布を当事業で行うのではなく、国連 WFP から配布してもらえる可能性があるかについて問い合わせ・調整を行うこと。
- ・ ログフレームのなかの指標設定の根拠を確認し、必要であれば見直すこと（例：登録した子どもの出席率を70%に設定した根拠など）
- ・ 当事業に限らず、イエメンにおけるセーブ・ザ・チルドレンの緊急支援の中長期的な戦略について加筆説明すること。

- ② 〈WP〉ジブチ・オボック市におけるイエメン難民のための学校教室・トイレ建設および学校運営のためのPTA設置

再提出。

9月度助成審査委員会での結果が、再提出となり、今回2回目の申請書提出になる。

- ・ 前回の答申で述べられている提携団体（ジブチ教育省、UNHCR、LWF）との覚書（MOU）について取得はしたが、内容が曖昧であり、学校運営の責任の所在、教師の給与支払い、トイレの水道の設置、飲料水の提供、維持管理等、誰が、何を担当するのか、役割分担の内容が覚書（MOU）に述べられてなく不明確のままである。
- ・ PTAの設置についても役割分担、促進計画が不明確のままである。

### 7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告

- ② 「共に生きる」ファンド収支報告書調査結果
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ JPF事務局審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ 終了報告書審議結果の報告

関民連室長より、事務局から大幅な延滞及び審議案軒の増加についての謝罪文が接到したが、外務省として本問題については会計検査院による改善勧告、無償資金協力の事後評価、事務局側の延滞による外務省担当者への作業負担の理由により非常に深刻に受け止めており、再発防止に向けて、事務局体制の改善に向けた取組を要請する旨伝えた。それに対して事務局より、毎年度末の残預金の国庫返納の対応も延滞しているが、今年度中に返還すべき残預金については、年度内に処理を終えるよう勧めていくことを報告した。

- ⑦ コアチームの報告

(2) 次回開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2017年度第9回常任委員会：2017年12月21日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2017年度第10回常任委員会：2018年1月19日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2017年度第11回常任委員会：2018年2月20日（火）16時より 麴町GN安田ビル4F

2017年度第12回常任委員会：2018年3月23日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上